

平成28年11月10日

鳥栖市教育委員会 様

鳥栖市文化財保護審議会

会長 高尾 平良



鳥栖駅本屋の文化財としての価値の検証について(答申)

平成28年5月12日に諮問を受けました標記の件について、文化財保護審議会にて慎重に審議を進めました結果、下記のとおり答申します。

記

鳥栖駅本屋については、別紙概要調書のとおり建築文化財として、また歴史遺産として、文化財の価値を有するものと認められる。



鳥栖駅本屋概要調書

1. 名称 鳥栖駅本屋
2. 所在地 鳥栖市京町 709 番地
3. 所有者 九州旅客鉄道株式会社
4. 建築年 明治 36 年(1903)
5. 設計者 不明
6. 施工者 間組
7. 構造 木造
8. 階数 平屋建て
9. 屋根形式 寄棟棧瓦葺、四周に下屋を回す
10. 略歴 供用開始 明治 37 年(1904)
1 次拡張 明治 44 年(1911)カ
2 次拡張 昭和 20 年代後半

11. 明治 36 年建設当時の本屋の特徴

(1) 構造と外観

木造平屋建て棧瓦葺平入の建物で四周に独立柱を立て棧瓦葺の下屋を架け下ろす。下屋部分は吹き放しであり、鼻板に木を細工した飾りが付く。上屋は梁間 7.27m、桁行き 30.99m で小屋組はキングポストラスとなっている。

ほぼ南北に走る線路の西側に線路と平行して棟を配置し、西側を正面とする。正面に中央よりやや北寄りに切妻棧瓦葺の車寄せを設ける。車寄せは石造の基壇の上にドーリア様式風の柱頭飾りを持つ木の角柱を立てる。妻面の意匠も洋風の要素を持つ。外壁は大壁造の漆喰塗りで腰は縁甲板の縦板貼り、軒裏は化粧野地板垂木露しである。窓はモールディングを施した上げ下げガラス窓で、出入口は両引き板戸である。外部の木部は全てペンキ塗り仕上げである。

(2) 平面

正面車寄せの奥に出入り口を設け、広い「参待合室」がある。待合室の北側に「荷物取扱室」があり、境には両方から使用する暖炉と荷物の受け渡しカウンターが付く。「荷物取扱室」には西面にも外部から直接荷物を受け渡すカウンターが設けられ 4 枚の引き違いガラス窓を嵌める。「参待合室」の南側には「壹貳待合室」と「出札室」があり、「出札室」の奥には室名不明の部屋(おそらく事務室か電信室)があり、更に南に「駅長事務室」が配置されている。「壹貳待合室」と「駅長事務室」の間には両方から使用する暖炉が設けられている。「参待合室」と「壹貳待合室」の東側には下屋に入る戸があり、下屋部分は柵で仕切られた外部待合となっていた。それぞれの外部待合室の東側中央にはホームへ出る改札口があった。

12. 明治 44 年の増築

明治 44 年(1911)には「駅長事務室」の南側に「電信室」が増築され、下屋も増築されている。寄棟の屋根も南に延びている。「電信室」は「駅長事務室」とは壁で隔てられ、出入口は南側の外部からのみである。この頃までは車寄せ屋根の妻側には時計がまだ設けられていない。

13. 昭和 20 年代後半の増築

20 年代後半に更に南側に木造切妻棧瓦葺 2 階建ての建物が増築された。1 階に改札・出札係の仮眠室、2 階に電務区室が入り、昭和 35 年(1960)頃に 1 階は貨物駐在室、2 階は鉄道公安室に用途が変わった。

14. 現在

現在は増改築され、待合室が狭くなり、待合室の北側はパン屋、うどん屋、サガン鳥栖グッズ販売店となっている。南側は改札室や駅事務室、駅長室となっている。外観は屋根が化粧スレート葺になり、外壁は新建材が張られている。窓も一部を除き変更されている。

15. 文化財としての価値

南側の二階建て増築部分を除き、軸組構造の変更は殆どなく原形をとどめている。軸組の歪みも少なく、損傷も少ない。江戸時代に制限されていた木材の伐採が解放され、良質の木材が大量に入手できた時代であり、鳥栖駅本屋には良質の木材が用いられている。

車寄せ柱の基壇や柱頭飾り、正面出入口の両側に残る上げ下げ窓、待合室の折上げ天井、駅舎東のホーム側に残る下屋の鼻板飾り等は原形が残り明治期の洋風建築を知ることができる。

九州内に現存する同規模の明治 36 年(1903)以前建築の駅舎には明治 30 年(1897)建築の早岐駅(長崎県佐世保市)があったが、平成 26 年(2014)に建て替えられ、同じ 36 年建築の三角駅(熊本県宇城市)は大幅な改修が加えられており、鳥栖駅は建築当時の姿を残す最も古い駅舎の一つであり、貴重である。小規模駅では明治 31 年(1898)建築の上有田駅(佐賀県有田町)や明治 36 年建築の嘉例川駅(鹿児島県霧島市、登録有形文化財)や大隅横川駅(鹿児島県霧島市、登録有形文化財)があるが、いずれも現在は無人駅となっている。

16. 歴史遺産として

鉄道は、明治の近代化産業に貢献した重要な輸送機関であり、鳥栖駅は九州における輸送機関の象徴である。

鳥栖駅周辺には、坂阜、操車場や扇形機関車庫、転車台、自動給炭機などの施設や運輸事務所、保線事務所などの業務機関が所在したが、そのほとんどがなくなった今、鳥栖駅本屋は、鳥栖の発展を見守ってきた歴史の生き証人である。

建設以降 113 年間存続している鳥栖駅本屋は、鳥栖地域の発展を象徴する建物であり、鳥栖市民にとって、駅を往来する人々にとっても故郷を実感させる原風景である。

鳥栖駅舎にかかる審議の経過

平成 28 年 4 月 28 日 市長より教育委員会に依頼

- ・鳥栖駅舎の文化財としての価値の検証(諮問)
- ・駅舎の保存・活用について(提言依頼)

平成 28 年 5 月 12 日 第 1 回文化財保護審議会

- ・上記内容について、教育委員会より文化財保護審議会に諮問および提言依頼
- ・鳥栖駅周辺整備事業について担当課より概要説明
- ・諮問事項と答申までのスケジュール確認

第 2 回 文化財保護審議会 平成 28 年 9 月 23 日(金)

(1)鳥栖駅舎について

- ①建築物調査中間報告
- ②意見交換
 - ・建築文化財としての評価について
 - ・歴史遺産としての評価について
- ③他の駅舎の取扱い事例(報告)

第 3 回 文化財保護審議会 平成 28 年 10 月 18 日(火)

(1)鳥栖駅舎の文化財としての価値の検証

- ・事務局作成の概要調書(案)に対する意見並びに質疑

(2)駅舎の保存・活用の提案について

- ・駅舎の保存活用の方法と事例、保存活用に伴う課題の整理

第 4 回 文化財保護審議会 平成 28 年 11 月 4 日(金)

(1)鳥栖駅舎の文化財としての価値を認める答申(案)のとりまとめ

(2)鳥栖駅舎の保存・活用についての提言(案)のとりまとめ